

別記様式第 41 号 (第 77 条関係)

| <p>営 業 の 方 法 (特定遊興飲食店営業)</p> | |
|---|---|
| <p>営 業 所 の 名 称 ナイトクラブ葵</p> <p>営 業 所 の 所 在 地 静岡市葵区追手町×番×号 ▲▲ビル■階☆☆号室</p> | |
| 営 業 時 間 | <p>午前 6 時 0 0 分から 午前 5 時 0 0 分まで</p> <p>午後 午後</p> |
| 18 歳 未 満 の 者 を 従 業 者 と し て 使 用 する こと | <p>① する ② しない</p> |
| | <p>① の 場 合 : その 者 の 従 事 する 業 務 の 内 容 (具 体 的 に)</p> |
| 18 歳 未 満 の 者 を 客 と し て 立 ち 入 ら せ る こと | <p>① する ② しない</p> |
| | <p>① の 場 合 : 午 後 10 時 以 後 翌 日 の 午 前 0 時 前 の 時 間 に お い て 保 護 者 が 同 伴 し ない 18 歳 未 満 の 者 を 客 と し て 立 ち 入 ら せ る こと を 防 止 する 方 法 及 び 午 前 0 時 从 前 午 前 6 時 まで の 時 間 に お い て 18 歳 未 満 の 者 を 客 と し て 立 ち 入 ら せ る こと を 防 止 する 方 法</p> |
| 18 歳 未 満 の 者 の 立 入 禁 止 の 表 示 方 法 | <p>営業所出入口ドア高さ 1メートルの部分に、「18歳未満の方のご来店をお断りします」と黒色で記載した縦70cm、横20cmの白色プラスチック板を掲示する。</p> |
| 飲 食 物 の 提 供 | <p>提供する飲食物 (酒類を除く。) の種類及び提供の方法 客の求めに応じて、ソーセージ、ピザなどの惣菜、ウーロン茶などの酒類以外の飲料を提供する。</p> |
| | <p>提供する酒類の種類及び提供の方法 ビール、ウィスキー、ワイン等の酒類を客の求めに応じて提供する。</p> |
| | <p>20歳未満の者への酒類の提供を防止する方法 身分確認を行うなどして20歳未満の者には酒類は提供しない。</p> |
| 遊 興 の 内 容 | <p>1 DJがブースで、録音された音楽にその場でアレンジを加えながら、連続して再生し、ダンスフロアで客にダンスをさせる。</p> <p>2 ダンサーがダンスフロアで音楽にのせてダンスをして、客に見せる。</p> |
| 当 該 営 業 所 に お い て 他 の 営 業 を 兼 業 する こと | <p>① する ② しない</p> |
| | <p>① の 場 合 : 当 該 兼 業 する 営 業 の 内 容</p> |

備考

- 1 「提供する飲食物（酒類を除く。）の種類及び提供の方法」欄には、営業において提供する飲食物（酒類を除く。）のうち主なものの種類及びその提供の方法（調理の有無、給仕の方法等）を記載すること。
- 2 「提供する酒類の種類及び提供の方法」欄には、営業において提供する酒類（ビール、ウイスキー、日本酒等）のうち主なものの種類、その提供の方法（調理の有無、給仕の方法等）を記載すること。
- 3 「20歳未満の者への酒類の提供を防止する方法」欄には、20歳未満の者に酒類の提供を防止する方法を記載すること。
- 4 「遊興の内容」欄には、遊興の種類（ダンス、ショー、生演奏、ゲーム等）、これを行う方法（不特定の客に見せる、聞かせる等。カラオケ、楽器等を利用して遊興させる場合は、その利用方法。）を記載すること。
- 5 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 6 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。